

政治資金監査マニュアルの改定（案）の概要

1 政治資金監査に資する記載内容の充実

政治資金監査マニュアルの構成をわかりやすく見直すとともに、政治資金適正化委員会がこれまで公表した政治資金監査に関するQ & Aや見解を追加で記載するなど、政治資金監査に資するよう記載内容を充実

- 政治資金監査マニュアルの構成の見直し（政治資金監査実施要領との一体化）
- これまで公表してきた「政治資金監査に関するQ & A」を追加記載
- これまで公表してきた政治資金監査上の取扱いに関する当委員会の見解を追加記載

2 政治資金監査の方法の変更

政治資金監査の基本的性格を踏まえつつ、登録政治資金監査人から寄せられた意見を基に、支出の状況の確認に活用できる書類を拡充

(1) 領収書等による支出の状況の確認

<現行>

領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額、年月日）に記載不備がある場合は、記載不備の事項を補足する請求書等の関係書類があっても、支出の状況の確認に活用せず、国会議員関係政治団体が領収書等亡失等一覧表を作成



<改定案>

当該支出に関係して発行された請求書等の関係書類が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示された場合は、当該関係書類も活用して、支出の状況を確認することも可能に

(2) 会計帳簿の記載事項による支出の状況の確認

<現行>

支出を受けた者の住所が領収書等の会計帳簿以外の書面に記載されている場合であっても、支出の状況の確認に活用せず、政治資金監査報告書において記載不備を指摘



<改定案>

支出を受けた者の住所が領収書等に記載されている旨が会計帳簿に記載されていた場合は、当該書面も活用して、支出の状況を確認することも可能に

3 今後のスケジュール（予定）

平成22年8月11日（水） 平成22年度第3回政治資金適正化委員会
→ 改定案を公表・パブリックコメントを開始

平成22年9月16日（木） 平成22年度第4回政治資金適正化委員会
→ 政治資金監査マニュアルの改定版を決定



登録政治資金監査人への周知を行い

平成22年分以降（解散分は平成23年分以降）の収支報告書に対する
政治資金監査から改定後の政治資金監査マニュアルを適用